

令和5年7月4日

横浜市長 山中 竹春 様

一般社団法人全国介護付きホーム協会
代表理事 老松 孝晃



第9期介護保険事業計画における 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）の活用について（要望）

当協会は、介護保険法の「特定施設入居者生活介護」（介護付きホーム）を運営する法人を会員とする一般社団法人であり、介護付きホームの健全な発展を目指して活動を行っております。

（注1）当協会の会員数等（令和5年3月末）

- ・会員法人数：921
- ・会員のホーム定員数：193,834

（特定施設入居者生活介護の総定員数の約6割）

（注2）当協会では、「特定施設入居者生活介護」のことを、一般の方にもわかりやすいよう、「介護付きホーム」と呼んでおり、現在では厚生労働省等の公的資料において、この呼称が使用されています。

また、介護付きホームは、要介護者等に介護サービスを提供する「高齢者の住まい」ですが、後に述べる通り、看取りケアや医療的ケアを提供するホームも多く、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）等と並んで、高齢者介護において極めて重要な役割を果たしており、厚生労働省においても、「介護付きホームの整備促進」を「介護サービスの基盤整備」に位置付けているところでございます。

第9期介護保険事業計画については、今後厚生労働省が示す基本指針に基づき、横浜市においても策定されるものと承知していますが、現行の当該指針においても、介護保険事業計画については、特定施設等のサービス量を見込むこととされており、介護付きホームのサービス量を適切に見込んでいただくようお願いいたします。

さらに、横浜市が介護付きホームの公募を行う場合、これまで

- ・介護専用型であること
- ・利用料が一定の範囲内であること（入居金300万円、月額20万円）
- ・初期償却については減点の対象とすること
- ・審査結果後15か月以内に事業開始を行うこと

等を条件としていたものと承知しております。

この条件は、介護付きホームを、原則要介護3以上の方を入所対象者とし、また、低所得者を対象とする補足給付制度のある特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の代替として活用しようとしているのではないかと推察しております。

しかしながら、要介護（多くの場合は認知症も発症）になってから高齢者が施設等に入居すると、環境の変化により認知症が一気に進む場合もあると言われております。

一方、混合型の介護付きホームは、自立・要支援の段階から入居が可能であり、要介護・認知症となっても、周りの入居者やスタッフは変わらず、環境の変化が少ないという点では、入居する高齢者のQOLにとってもよい影響を与えるものと認識しております。

また、昨今の物価高騰を受けて、あらゆるものが値上がりをしている中で、利用料等の制限が設けられている中では、介護付きホームの持続的かつ安定的な運営を行うことは現実的には極めて困難な状況にあります。特に、介護業界以外の多くの企業が大幅な賃金引上げを行っている中、介護付きホームとしても適正な利益を上げ、その中から介護・看護職員の処遇を上げるサイクルを作っていくことが必要と認識していますが、利用料等の制限がある中ではそれも叶わず、ますます介護・看護職員の採用が困難になる恐れがあります。

加えて、審査結果後15か月以内に事業開始を行うことについてですが、定員数が100人以内の施設としても、一定規模の有料老人ホームの建築計画におきましては基本／実施設計および建築確認申請に関係する諸手続きに約12か月、その後の建設工事では約15か月が必要で、設計から工事完了まで少なくとも約27か月は必要となります。また評価基準に示されている通り、計画地の隣接住民及び近隣住民へ説明して十分な同意を得るためには更なる期間が必要となる場合があり、計画のスケジュールが短くなる要素は極めて少ないと言えます。

審査結果後15か月以内に事業開始を行うことは極めて困難と言わざるを得ません。地元説明を十分に行い、事業の趣旨に対する同意をしっかりと得ることを念頭に置いて約27か月以上の期間を確保していただくようお願いいたします。

介護付きホームは、別紙資料にもあるとおり、以下の特徴を有しております。

- ・介護付きホームの受給者1人当たり介護費用は、特別養護老人ホーム等よりも低く、介護保険財政に与える影響が相対的に小さい。
- ・9割の介護付きホームで見取りを行う方針があり、6割のホームが見取り対応を行っている。
- ・協力医療機関と連携し、多くの医療的ケアについてもホームの看護職員が対応している。

以上の介護付きホームの状況に鑑みれば、特定施設の公募条件として利用料に関する事項を定め、対象を絞り込むよりは、むしろ、介護付きホームの提供するサービスに着目し、介護サービスの質の向上を図る方が適切であると考えます。

このため、特定施設の公募条件として、例えば以下の事項を条件とし、横浜市における介護サービスの質の向上を図っていただくようお願いいたします。

- ・ 混合型であること
- ・ 夜間看護体制加算の算定を予定する特定施設
- ・ 看護職員を夜間にも配置する特定施設
- ・ 医療機関連携加算の算定を予定する特定施設
- ・ 看取り介護加算の算定を予定する特定施設
- ・ 各法人の取り組みについての評価（SDGS 取り組みとして環境にやさしい設備等）

また、審査結果後から事業開始までの期間についても、柔軟な取り扱いをしていただけますよう、お願いいたします。

以上